

# JIS

## 音 響 用 語

JIS Z 8106 : 2000  
(IEC 60050-801 : 1994)  
(2005 確認)

平成 12 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 8106-1988**は改正され、**JIS Z 8107-1984**及び**JIS Z 8109-1986**は廃止・統合され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成、及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC/ISO Directives—Part 3 : 1989, Drafting and presentation of International Standards (IEC/ISO 専門業務用指針—第3部 : 1989, 国際規格の起草及び様式)**を基礎として用いた。

今回の改正では、**JIS Z 8106-1988** [音響用語 (一般)], **JIS Z 8107-1984** [音響用語 (機器)], 及び**JIS Z 8109-1986** [音響用語 (聴覚・音声・音楽)]を統合して、**JIS Z 8106 : 2000** (音響用語)とした。これは、元規格**IEC 60050 (801)**には、これまでの**JIS**に含まれていた音響の分野の用語のほかに、建築音響及び水中音響の分野の用語が含まれていることによる。また、音響用語の分類方法も、異なっているので、新規格の番号及び名称を、**JIS Z 8106 : 2000** (音響用語)とした。

なお、音響用語の**JIS**には、上記の規格のほかに、**JIS Z 8108** [音響用語 (録音・再生)]がある。しかし、**JIS Z 8108**に相当する用語については、現在、**IEC/TC 100 Audio, video and multimedia systems and equipment**で審議中なので、今回の改正の対象外とした。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和36.3.1 改正：平成12.5.20

官 報 公 示：平成12.5.22

原案作成協力者：社団法人 日本音響学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会 (部会長 今井 秀孝)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局 認証課 管理システム標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
0. 序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 用語及び定義	1
3.1 一般	2
3.2 レベル	4
3.3 伝搬	7
3.4 発振	10
3.5 変換器	12
3.6 マイクロホン	18
3.7 スピーカ	20
3.8 機器	21
3.9 生理音響, 聴覚	23
3.10 音楽音響	27
3.11 建築音響	28
3.12 水中音響	32
用語索引	36
英語索引	48
解説	58

白  
紙

**International electrotechnical vocabulary (IEC 60050-801 : 1994)**  
**Chapter 801 : Acoustics and electroacoustics**

**0. 序文** この規格は、1994年第2版として発行されたIEC 60050(801), International electrotechnical vocabulary Chapter 801 : Acoustics and electroacousticsを翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施した“参考”は、原国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、音響に関する一般的な主な用語について規定する。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格はその最新版を適用する。

**JIS C 1505** 精密騒音計

**IEC 60651** : 1979 Sound level meters

**ISO 140-6** : 1978 Acoustics—Measurement of sound insulation in buildings and of building elements—Part 6 : Laboratory measurements of impact sound insulation of floors

**ISO 389** : 1985 Acoustics—Standard reference zero for the calibration of pure-tone audiometers

**ISO 532** : 1975 Acoustics—Method for calculating loudness level

**ISO 3891** : 1978 Acoustics—Procedure for describing aircraft noise heard on the ground

**3. 用語及び定義** 用語及び定義は、次による。

**3.1** 一般

**3.2** レベル

**3.3** 伝搬

**3.4** 発振

**3.5** 変換器

**3.6** マイクロホン

**3.7** スピーカ

**3.8** 機器

**3.9** 生理音響, 聴覚

**3.10** 音楽音響

**3.11** 建築音響

**3.12** 水中音響

なお、参考のために原国際規格の対応英語を示す。

**備考** 上記用語の区分は、**3.1**は音響に共通な基本用語を、**3.2**から**3.8**までは音響機器用語を、**3.9**から**3.12**までは音響に含まれる分野ごとの用語による。